

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	丸全昭和運輸株式会社
【英訳名】	Maruzen Showa Unyu Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅井俊之
【本店の所在の場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045 (671) 5713
【事務連絡者氏名】	総務部長 相田 宏
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045 (671) 5713
【事務連絡者氏名】	総務部長 相田 宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年6月26日開催の当社第118回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金37円50銭

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,600,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 4,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設と削除、ならびに取締役への業務執行の決定の委任に関する規定の新設とその他所要の変更を行い、あわせて、取締役の責任を免除することができる旨の規定の新設および責任限定契約の範囲につき業務執行を行わない取締役にまで拡大する旨の規定の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、浅井俊之、岡田廣次、中村匡宏、石川健一、安藤雄一を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、澁谷康弘、内藤彰信、梅若和子、佐藤昭雄を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額260百万円以内（うち社外取締役分年額10百万円以内）とするものであります。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内とするものであります。

第7号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	187,436	45	-	(注)1	可決(99.98)
第2号議案	186,624	857	-	(注)2	可決(99.78)
第3号議案					
浅井俊之	182,923	4,558	-	(注)3	可決(97.57)
岡田廣次	182,191	5,290	-	(注)3	可決(97.18)
中村匡宏	183,225	4,256	-	(注)3	可決(97.73)
石川健一	183,210	4,271	-	(注)3	可決(97.72)
安藤雄一	183,214	4,267	-	(注)3	可決(97.72)
第4号議案					
澁谷康弘	182,271	5,210	-	(注)3	可決(97.22)
内藤彰信	173,903	13,578	-	(注)3	可決(92.76)
梅若和子	186,457	1,024	-	(注)3	可決(99.45)
佐藤昭雄	183,214	14,068	-	(注)3	可決(92.50)
第5号議案	184,079	3,402	-	(注)1	可決(98.19)
第6号議案	187,172	309	-	(注)1	可決(99.84)
第7号議案	133,446	54,035	-	(注)1	可決(71.18)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上